



「安心」して暮らせる「安全」な愛知に向けて

地域安全対策ニュース

NO. 28

令和 5 年 7 月 10 日



愛知県警察本部
生活安全総務課

2023 7.13 「性的姿態撮影等処罰法(※)」施行

ひそかに

性的な部位

性器・肛門これらの周辺部、
臀部、胸部

身につけている 下着

現に性的な部位を直接・
間接に覆っている部分

撮影する行為



3年以下の拘禁刑

又は

300万円以下の罰金



これまでの「愛知県迷惑行為防止条例違反」よりも
罰則が重い法律です

他にもこれらの行為が処罰の対象となります

・・・罰則はそれぞれ異なります・・・

ライブ配信する



インターネットサイトに
アップロードする



提供する



など

※性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律